

# 中核市に関する庁内検討会 第8回

令和7年7月10日(木)

政策推進部 行政マネジメント課

動きます、  
佐賀市。

## 目次

- 1 ワーキンググループの経過報告
- 2 県と市の連携事例
- 3 連携中枢都市圏の取組事例

# 勉強会・ワーキンググループの進捗

勉強会  
(総括レベル)

## ワーキンググループ

民生

保健衛生

環境

建設

文教

総務

<設置目的>

- ・佐賀市の中核市検討を深化させるための県と佐賀市の情報共有・意見交換
- ・広域的な視点での様々な課題の共有

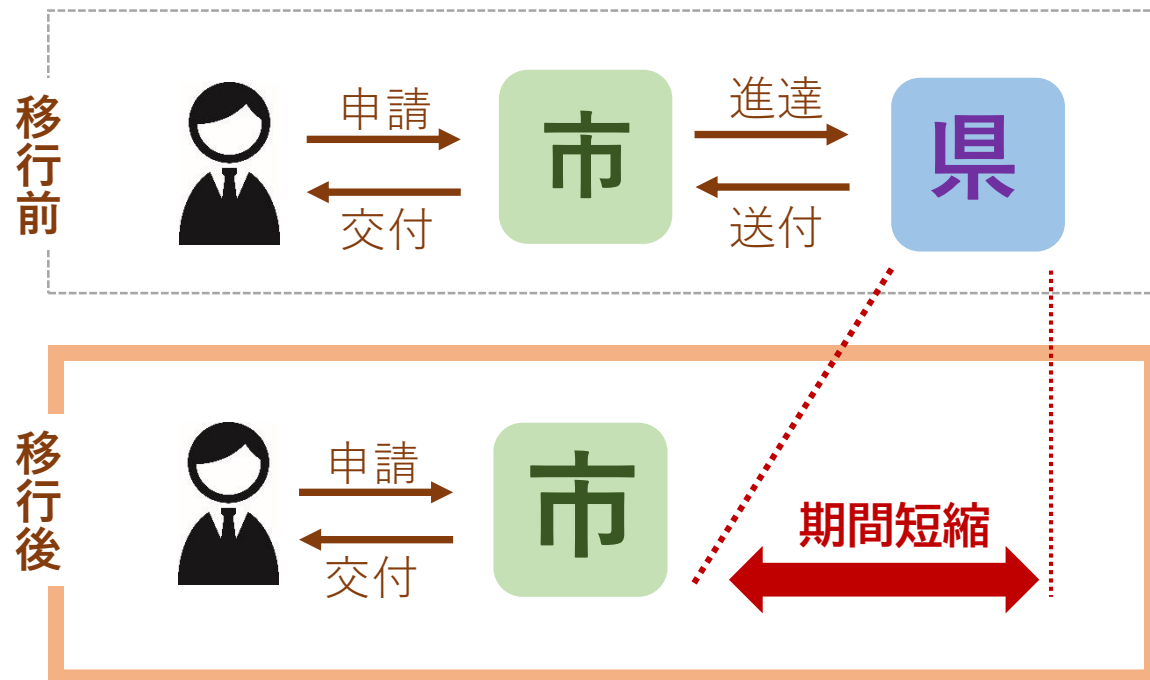
### R6.10 キックオフ

### R6.11～ ワーキンググループを開催

- ・移譲事務にかかる各種情報の共有
- ・行政サービス向上の検証
- ・諸課題の洗い出し 等

➤ 市民生活に関わりが深い分野から随時開催

## 手続きが早くなる



## 効果と課題

### 【福祉資金貸付】

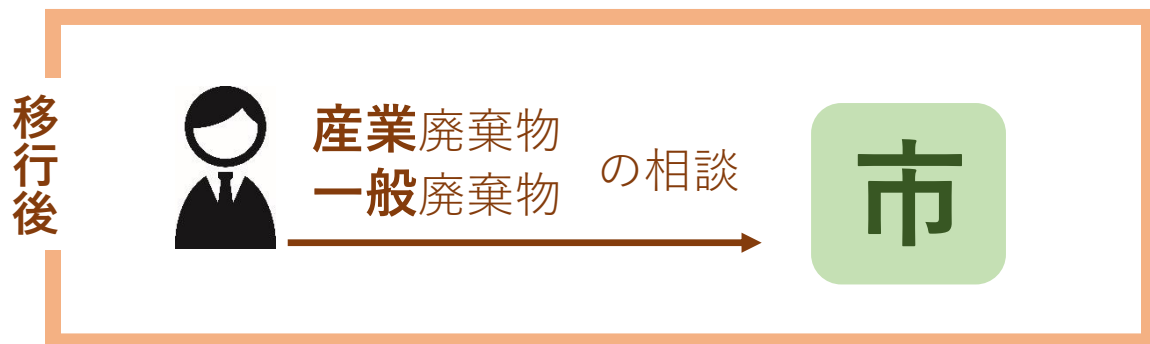
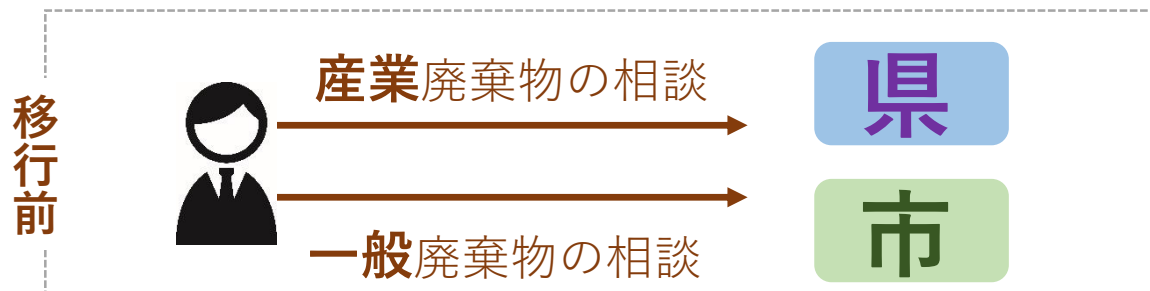
- 申請から貸付までの期間を **最大1か月間程度短縮** できる
- 面談が市役所だけで完結する。
- 厳格な資金管理が必要となる

### 【身体障害者手帳】

- 申請から交付までの期間を **最大2週間程度短縮** できる

## ワンストップで簡単になる

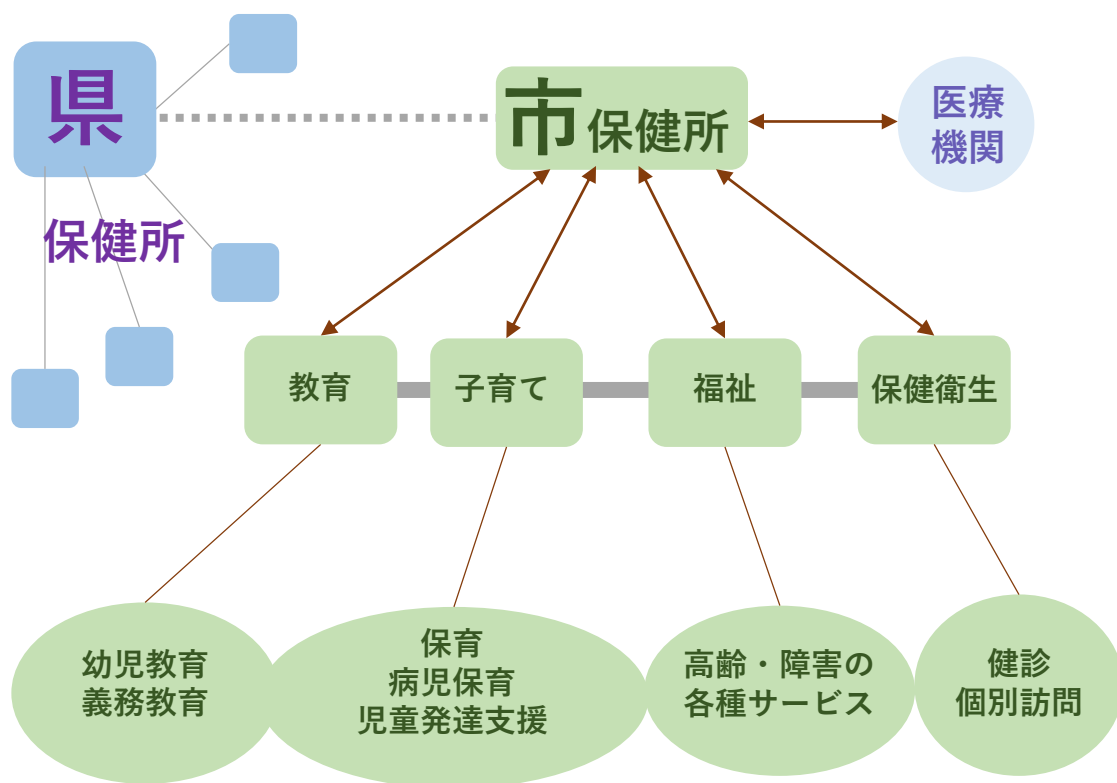
(例) 廃棄物に関する相談・問い合わせ



### 効果と課題

- 一般廃棄物と産業廃棄物の相談窓口を  
**市役所に一元化**
- 佐賀市以外の市町でも活動する事業者は、  
県と市双方に申請が必要となる

## サービスが つながる



## 効果と課題

- 基礎自治体として保健・福祉・介護等のサービスの一体的な提供体制を構築しているため、**緊急時でもサービスが止まらない**よう支援できる
- 感染症等の発生時に休校や休園などの**迅速な対応**が可能になる
- 緊急時においても、通常業務に支障を及ぼさない組織体制の工夫が必要となる

# WGを通じた気づき

- 市民に身近な市役所が政策判断できる。  
⇒ **市民ニーズへの迅速な対応**
- 市役所だけで完結する手続きが増える。  
⇒ **ワンストップによる市民サービスの向上**
- **危機管理体制のあり方**

動きます、  
佐賀市。

## 目次

- ① ワーキンググループの経過報告
- ② 県と市の連携事例
- ③ 連携中枢都市圏の取組事例

# 情報連携

## 方針共有

- 県対策本部会議へ参加  
→ 全体の方向性を共有
- 県内保健所長会議へ参加  
→ 現場レベルの共有
- 県と市の保健所職員の交流による方針のすり合わせ
- 都道府県連携協議会へ中核市が参加し、**平時から連携強化**

## 情報共有

- 保健所長同士のウェブ会議による**感染情報の共有**
- 県市で協定を締結し、市から県への疫学調査などの情報提供を容易化

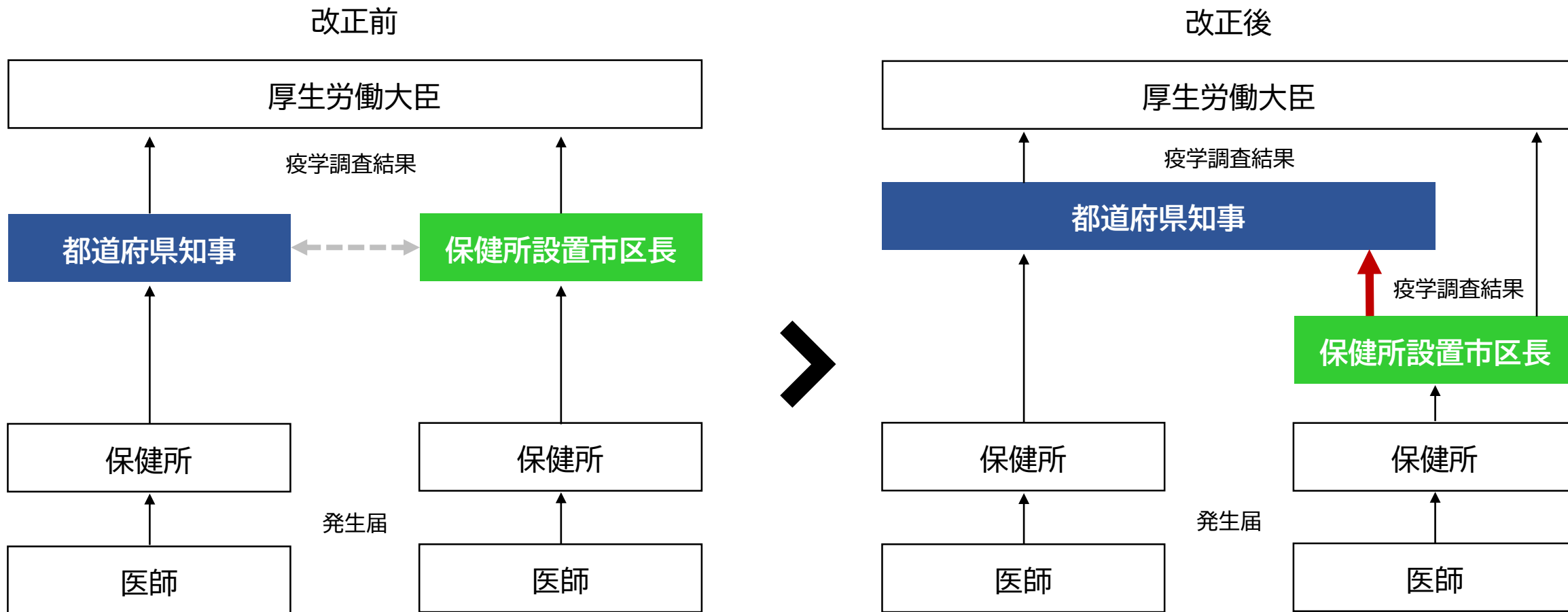
## 情報発信

- 県市で**合同記者会見**を実施  
→ 市民・県民の安心感
- 県対策本部会議後に県情報を踏まえて市長会見を実施
- まん延防止に向けた県と市による共同宣言

平時からの情報交換等により関係を構築することで、緊急時のスムーズな連携につながる

# 【参考】情報連携に関する感染症法改正 (R3.2)

関係自治体が感染症の発生状況を確実に把握し、広域的な調整や有効な対策の実施につなげるため、保健所設置市区長は厚生労働大臣に加え、**都道府県知事にも発生届や積極的疫学調査の報告**をするよう改正



※なお、管轄区域外に居住する者について届出を受けた場合は、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報するよう改正  
A県内の保健所設置市は、A県知事とB県知事（及び保健所設置市区長）に通報

# 県市で連携した事例

## 入院調整

- 県本部の大学病院医師が市保健所や病院と入院調整を実施  
→医療圏を跨ぐ搬送ケースにも対応できた
- 医療機関が中核市に集中しているため、県が広域の入院調整を実施  
→県内の入院調整が円滑に進んだ
- 県委嘱のコーディネーター、県保健所、調整本部及び市保健所が入院療養先の調整を実施

## その他の業務

- コロナ関連の業務を県市合同で効果的・効率的に対応  
  
(相談対応)
  - ・ コールセンター
  - ・ 帰国者・接触者相談センター
- (陽性者対応)
  - ・ 検査キットの郵送業務
  - ・ 陽性者判断センター
- (自宅療養支援)
  - ・ 健康観察、食料支援などの業務

# 【参考】都道府県の権限に関する感染症法改正（R4.12）

感染症法における国・都道府県の総合調整・指示権限の概略図

		都道府県の権限 (都道府県⇒保健所設置市、特別区等)		国（厚生労働大臣）の権限 (国⇒都道府県、保健所設置市、特別区等)	
		〈現行〉	〈見直し後〉	〈現行〉	〈見直し後〉
総合調整	平時	—	○	—	—
	感染症発生・まん延時	○	○ ※対象措置の拡大等	—	○
指示	平時	—	—	—	—
	感染症発生・まん延時	—	○	○	○

見直し①  
権限の強化・創設

見直し③  
権限の創設

見直し②  
権限の創設

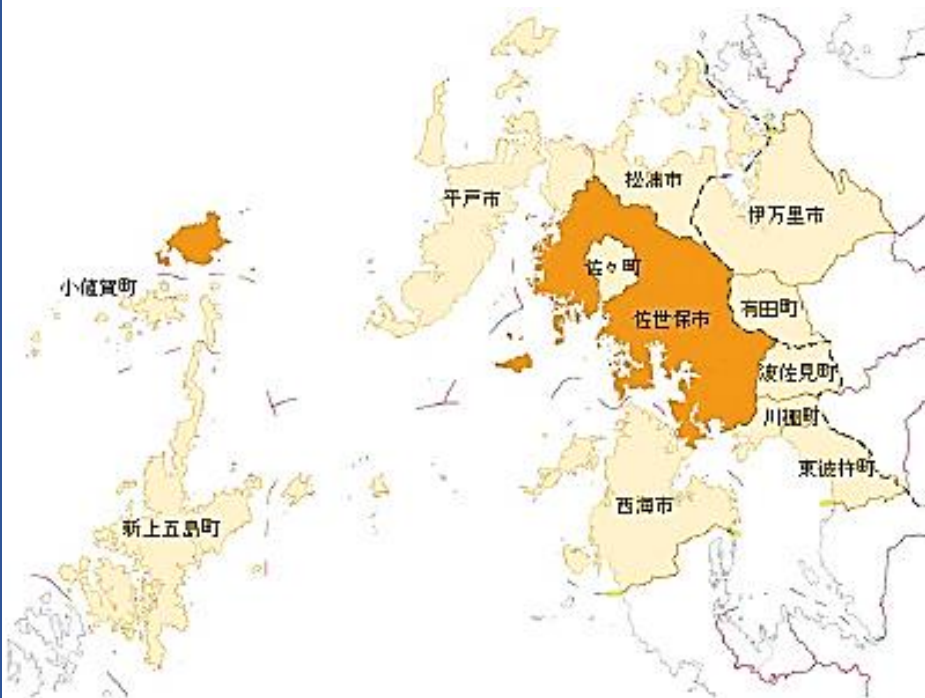
動きます、  
佐賀市。

## 目次

- ① ワーキンググループの経過報告
- ② 県と市の連携事例
- ③ 連携中枢都市圏の取組事例

# 連携中枢都市圏の事例

## 西九州させぼ広域都市圏



圏域人口 460,865人 (R7.4.1現在)

構成市町

佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町 (5市7町)

### 主な事業

#### 農水産物等特産品販路拡大事業

【目的】販路拡大による生産者の所得向上

- ・圏域の農水産物をブランディング
- ・バイヤーを招いた産地ツアーなど商談機会を創出



#### 佐世保中央公園整備

【目的】圏域の都市機能向上、賑わい創出

- ・佐世保市内の都市公園をリニューアル
- ・子どもの屋内遊び場を圏域内で初導入



# 連携中枢都市圏の事例

## 久留米広域連携中枢都市圏



圏域人口 452,986人 (R7.4.1現在)

構成市町 久留米市、大川市、小郡市、うきは市、  
大刀洗町、大木町(4市2町)

### 主な事業

#### 公共施設・サービスの広域利用

【目的】 **圏域内資源を有効活用**した子育て支援サービス向上や賑わい創出

- ・ 病児保育施設
- ・ ファミリーサポートセンター
- ・ 地域子育て支援センター
- ・ 久留米シティプラザ（複合文化施設）
- ・ 電子図書館
- ・ 市民活動サポートセンター



# 連携中枢都市圏の効果

## 市民・町民

- 住所に関係なく、**圏域市町の施設や子育て支援サービス**を利用できる。
- 生活圏の行政サービスが維持・向上することで、より暮らしやすいエリアになる。

## 中枢都市・連携市町

- 人口規模等に応じて**役割を調整**することで、効果的・効率的に市民ニーズに対応できる。  
(電子図書館の共同運用など)
- 中枢都市の最新技術導入の研究や人事研修に連携市町も参加することで、**圏域全体での知見共有、人材育成の効率化・高度化**につながっている。
- 国の財政措置により拠点整備ができ、**圏域の都市機能向上**に寄与した。
- 市町間のやり取り増加による**関係性・ネットワークの強化**